



編集委員会運営細則

2024年3月20日 編集委員会メール審議承認

(目的)

第1条 本細則は、編集委員会規程（0801）（以下、「規程」という）第13条に基づき、編集委員会（以下、「委員会」という）の運営に関し必要な事項を定める。

(編集委員の選出)

第2条 編集委員（以下、「委員」という）候補については、委員および関係各機関等の推薦を考慮し、規程第8条に定める学会誌編集幹事会（以下、「学会誌幹事会」という）および規程第9条に定める論文誌編集幹事会（以下、「論文誌幹事会」という）で協議の上選出する。

2 前項に定める委員候補は、次の各号を満たさなければならない。

(1) 本会会員であること。

(2) 複数の委員の推薦が得られること。

(3) 原則として、英文の学術雑誌上で査読付き論文を、筆頭著者として3編以上発表していること。

3 学会誌幹事会および論文誌幹事会（以下、あわせて「幹事会」という）は、前項によって選出された者のほかに、定款細則（0000-01）第12条に規定された日本原子力学会誌（以下、「学会誌」という）および論文誌に関する規程（0803）に定める英文論文誌、和文論文誌、国際会議論文集（以下、あわせて「論文誌」という）の編集活動に協力、助言を求めため、会員および有識者を委員に推薦することができる。

4 前項に定める学会誌幹事会が委員に推薦する者は、以下の各号に掲げるとおりとする。

(1) 学会誌編集顧問 若干名

(2) その他学会誌の編集に携わる者 若干名

5 本条3項に定める、論文誌幹事会が委員に推薦する者は、以下の各号に掲げるとおりとする。

(1) 論文誌編集顧問 若干名

(2) その他論文誌の編集に携わる者 若干名

6 委員会委員長（以下、「委員長」という）は、本条1項および3項の結果をもとに、委員を会長に推薦する。

(編集諮問委員)

第3条 学会誌の編集および発行を補佐するため、編集諮問委員（以下、「諮問委員」という）をおく。

2 諮問委員は、委員以外の者で学識経験のある者のうちから委員長が委嘱する。

3 諮問委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

- 第4条 委員会の運営においては、学会誌編集長および論文誌編集長（以下、あわせて「編集長」という）が統括する、それぞれの幹事会が、規程第8条に定める学会誌の企画と編集、あるいは規程第9条に定める論文誌の企画と編集および論文の審査に関し必要な業務を、委員会全体を代表して遂行する。その際、次条に規定した編集活動およびそのほかの事項も含めて、学会事務局と緊密に連絡を取り、滞りなくおこなう。
- 2 編集長は、それぞれの業務において、委員会全体で議決すべき事項が生じた場合、委員長と協議の上、必要に応じ規程第11条に定める委員会全体会議に諮る。

(編集活動)

- 第5条 学会誌編集長は、編集企画業務を遂行するに当たり委員の中から主査、副主査を選出して編集活動を遂行する。
- 2 主査または副主査は、事前に交代者を推薦の上、編集長の承認を得て、交代することができる。
- 3 論文誌編集長は、編集活動の遂行に当たり特定の業務をおこなうためのグループを設けることができる。グループに主査、副主査を置く。グループ構成員およびグループ主査、副主査は論文誌編集長が委員の中から指名する。

(学会誌幹事会)

- 第6条 学会誌幹事会の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 編集担当理事 1名以上（委員長を含む）
 - (2) 学会誌編集長
 - (3) 学会誌編集顧問
 - (4) 第5条1項に定める主査
 - (5) 諮問委員
 - (6) その他委員長が指名した委員
- 2 学会誌編集長は、学会誌幹事会メンバーのうちから、学会誌副編集長を指名することができる。
- 3 学会誌副編集長は学会誌編集長を補佐し、学会誌編集長に事故あるとき、その職務を代行する。
- 4 委員長は、学会誌幹事会を、概ね1か月ごとに招集する。
- 5 学会誌幹事会の議長は、学会誌編集長とする。
- 6 学会誌幹事会の開催には編集担当理事1名以上、および学会誌編集長または学会誌副編集長の出席を必要とする。
- 7 学会誌幹事会で議決が必要な場合は、本条1項(1)、(2)、(3)、(4)および(6)に規定した委員（以下、「学会誌幹事会委員」という）の総数の2分の1以上の出席を要し、その過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。議決に必要な出席者数に満たない場合は、第8条に定めるメール審議により決することができる。
- 8 前項の議決が学会誌の業務のみにかかわる場合は、その結果を委員会の決定とすることができる。

きる。

- 9 学会誌幹事会委員が欠席する場合には、その委員が指名した者を幹事会に代理出席させることができる。
- 10 学会誌幹事会が必要と認めたときは、幹事会に学会誌幹事会委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。
- 11 学会誌幹事会の議事録は、編集長の指名する学会誌幹事会委員が作成する。ただし、以下に掲げる事項は非公開とする。
 - (1) 個人情報を含む事項
 - (2) その他委員長が非公開が適当と判断した事項
- 12 学会誌編集長は、学会誌幹事会のメンバー若干名による実務的な会合として、学会誌編集連絡会を適宜開催することができる。

(論文誌幹事会)

第7条 論文誌幹事会の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 編集担当理事 1名以上（委員長を含む）
 - (2) 論文誌編集長
 - (3) 論文誌編集顧問
 - (4) 第5条3項に定めるグループ主査
 - (5) その他委員長が指名した委員
- 2 論文誌編集長は、論文誌幹事会メンバーのうちから、論文誌副編集長を指名することができる。
 - 3 論文誌副編集長は論文誌編集長を補佐し、論文誌編集長に事故あるとき、その職務を代行する。
 - 4 委員長は、論文誌幹事会を、概ね2か月ごとに招集する。
 - 5 論文誌幹事会の議長は、論文誌編集長とする。
 - 6 論文誌幹事会の議事は、本条1項に規定した委員（以下、「論文誌幹事会委員メンバー」という）の総数の2分の1以上の出席により成立する。
 - 7 論文誌幹事会の議決事項は6項の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 8 論文誌幹事会委員が欠席する場合には、その委員が指名した者を幹事会に代理出席させることができる。
 - 9 論文誌幹事会が必要と認めたときは、幹事会に論文誌幹事会委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。
 - 10 論文誌幹事会の議事録は、編集長の指名する論文誌幹事会委員が作成する。ただし、以下に掲げる事項は非公開とする。
 - (1) 個人情報を含む事項
 - (2) その他委員長が非公開が適当と判断した事項

(メール審議)

第8条 委員会全体会議および幹事会が緊急等の理由で開催困難、もしくは議決に必要な出席者数に達しない場合は、メール審議により議決をおこなうことができる。

- 2 委員会全体会議のメール審議の議案は、基本的に規程類の承認など委員会全体の決定が必要な案件に限定する。
- 3 メール審議は、委員長がおこなう。ただし、学会誌あるいは論文誌それぞれの業務のみにおいて議決すべき事項は、学会誌あるいは論文誌の各編集長がメール審議をおこなうことができる。(メール審議をおこなう委員長あるいは編集長を以下、「議長」という。)
- 4 メール審議議案の発信は、議長の承認にもとづいて幹事会委員あるいは学会事務局が代行できる。
- 5 メール審議をおこなう場合、当該議案の提案者は議決の権利を有する者全員に、議案を電子メール等にて配信しなければならない。ただし、学会誌あるいは論文誌それぞれの業務のみに関して議決をおこなう場合、それぞれ学会誌あるいは論文誌の編集にかかわる委員のみを議決の権利を有する委員とすることができる。
- 6 前項のメール配信において、発信者は、配信日を含め7日以上意見聴取期間を設け、配信時にこの期間を告知しなければならない。
- 7 審議を求められた委員は、その回答を発信者、議長、委員長および副委員長に返信する。
- 8 議案を否認する委員あるいは議案に疑義のある委員は、異議あるいは疑義の内容を明記して全委員に返信することができる。
- 9 審議期間中は意見の変更を認める。
- 10 議決の権利を有する者の過半数の賛成の返信をもって議案が承認されたとする。
- 11 議案の承認が得られた場合、意見聴取期間終了日をもって、当該議案の承認日とする。
- 12 6項の聴取期間内に異議あるいは疑義が寄せられた場合には、議長は異議あるいは疑義内容の重要性を判断し、メール審議を打ち切ることができる。
- 13 審議打ち切り、および議案否決の場合、議長は次回の幹事会において審議結果を報告し、以後の対応を協議する。
- 14 議案可決、否決、審議打ち切りの審議結果は、発信者がとりまとめ委員に配信する。
- 15 議案の最終案の内容にかかわらない表現上の修正および字句の訂正については、幹事会によりおこなうことができる。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会および幹事会の運営に関し必要な事項は、委員会または幹事会が定める。

- 2 グループ主査は、第5条3項に定める委員会で承認された事項に基づき、グループの運営に必要な手順書等を定めることができる。これらを制定・改廃しようとするときは、論文誌幹事会に提案し承認を得て発効し運用を開始する。
- 3 委員会、幹事会またはグループは、本条によって定められた事項を学会事務局へ送付し、登録を依頼しなければならない。
- 4 本条によって定められた事項は、委員会または幹事会の承認日をもって発効とし運用を開始

する。

(改定)

第10条 本細則の改定は、委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

附則

- 1 平成13年1月24日第429回理事会制定。同日施行。
- 2 編集幹事会運営内規（内規第37号）は廃止する。
- 3 改定履歴
 - ①平成14年2月26日 第440回理事会改定
 - ②平成15年6月18日 編集委員会（メール審議）改定
 - ③平成17年6月20日 編集委員会（メール審議）改定
 - ④平成18年6月23日 編集委員会（メール審議）改定
 - ⑤平成19年4月6日 第10回編集委員会改定
 - ⑥平成20年5月30日 編集委員会（メール審議）改定
 - ⑦平成22年7月2日 第1回編集委員会改定
 - ⑧平成22年11月5日 第5回編集委員会改定
 - ⑨平成24年5月31日 編集委員会（メール審議）改定
 - ⑩平成25年12月19日 編集委員会（メール審議）改定、平成26年6月20日 第8回理事会報告
 - ⑪内規を細則に変更 平成29年12月26日 編集委員会（メール審議）改定、平成30年1月31日 第6回理事会報告
 - ⑫2024年3月20日 編集委員会メール審議改定、2024年5月31日 第8回理事会報告

附則

- 1 平成29年12月26日承認の細則は、編集委員会承認の日から施行する。
- 2 2024年3月20日承認の細則は、編集委員会承認の日から施行する。